

食品安全委員会第 448 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 10 月 1 日（月） 14：00～14：41

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 1 品目

Aspergillus niger ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ

・遺伝子組換え食品等 1 品目

Aspergillus niger ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ

（厚生労働省からの説明）

・特定保健用食品 1 品目

素肌ウォーター

（消費者庁からの説明）

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「チフルザミド」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フルオピラム」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全関係情報（8 月 25 日～9 月 14 日収集分）について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

消費者庁 増田食品表示課長

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、磯部評価課長、

新本情報・緊急時対応課長、北池勸告広報課長、篠原リスクコミュニケーション官、

高山評価情報分析官、前田評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1-1 食品健康影響評価について
- 資料 1-2 「*Aspergillus niger* ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について
- 資料 1-3 *Aspergillus niger* ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼに係る食品健康影響評価について
- 資料 1-4 「素肌ウォーター」に係る食品健康影響評価について
- 資料 2-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<チフルザミド>
- 資料 2-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルオピラム>
- 資料 3-1 食品安全関係情報（8月24日～9月14日収集分）について
- 資料 3-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報
- 資料 4 食品安全及び消費者安全の緊急時対応関係要綱等の改正について

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第 448 回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長、消費者庁から増田食品表示課長に御出席いただいております。

なお、本日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。

○姫田事務局長 本日、10 月 1 日付で評価課長が坂本から磯部になりました。磯部が着任しておりますので、ごあいさつ申し上げます。

○磯部評価課長 磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

○熊谷委員長 よろしくをお願いします。

それでは、お手元にあります「食品安全委員会（第 448 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 9 点ございます。

資料 1-1 がリスク管理機関からの評価要請書でございます。その関連資料として資料 1-2 から 1-4 までがございます。

資料 2-1 及び資料 2-2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3-1 と資料 3-2 が食品安全関係情報関連の資料でございます。

それから、資料 4 が「食品安全及び消費者安全の緊急時対応関係要綱等の改正について」という

ことで、消費者庁のクレジットのものが1つございます。

不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 よろしいですか。

それでは、続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局において、本年7月2日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から9月26日付で添加物1品目、遺伝子組換え食品等1品目、内閣総理大臣から9月24日付で特定保健用食品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請品目につきまして、厚生労働省の森口課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは説明させていただきます。

添加物の指定と組換え体の確認と、同じ品目ですので、併せて説明させていただいて、よろしいでしょうか。

それでは、まず資料の1-2をお願いいたします。

Aspergillus niger ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼという、これは酵素ですけれども、これを添加物として指定し、規格基準を設定するということを現在考えておりまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

2. のところでございますけれども、目的は、加工助剤として食品製造の際に生じるアクリルアミドの生成を抑制するというものでございます。ここにありますように、グルコースのような還元糖と食品中に通常含まれておりますアスパラギン、これが加熱されますと、120℃以上の加熱がされますと、メイラード反応によりまして結合して、さらに反応が進んでいきますとアクリルアミドが生成するということが2002年に報告されまして、そのアクリルアミドにつきましては、現在IARC、国際がん研究機関でヒトに対する発がん性が恐らくあると、2Aという区分に該当する成分でございますので、その低減方策が問題になっているところでございます。

今回、添加物として指定を考えているアスパラギナーゼですが、このアスパラギンをアスパラギン酸に変えるということで、片側を食品中から減らすことでアクリルアミドの生成を減らすことを目的としている添加物でございます。米国では2007年に、欧州でも2007年～2008年ぐらいにかけて使用をもう認めており、オーストラリア、ニュージーランドでも使用を許可しているというものでございます。

これは酵素ですので、アクリルアミド生成抑制に使いますから、加熱する食品に加熱する前に使うということで、当然使った後、加熱されるわけですので、変性してしまって失活してしまうということで、使用基準等の設定は必要ないのではないかとこのように考えているものでございます。評価結果を受けましたら添加物の指定を進めていきたいということでございます。

それから、資料の1～3のほうをお願いいたします。

この同じアスパラギナーゼについて、これは組換え技術を用いて製造しますので、添加物の指定についての評価と併せて組換えの確認の評価依頼をするものでございます。

本品目は、アスパラギナーゼの生産性を高めるための *Aspergillus niger* GAM-53 株を宿主として、GAM-8 株由来のアスパラギナーゼ合成遺伝子を導入して得られた形質転換体の株を利用して生産されるものでございます。その株構築の過程でマーカーとして利用するために、*Aspergillus nidulans* 由来のアセトアミダーゼ遺伝子を導入していますが、相同組換えによりこの選択マーカーは除去されているとされています。また、構築過程でアンピシリン耐性遺伝子が含まれたベクターを使用していますが、本ベクターは最終生産菌には含まれないということで、抗生物質耐性マーカーも挿入されていないというふうに考えられるものでございます。

利用目的、利用方法は、先ほどの添加物としての使用でございます。

申請業者のほうは、*Aspergillus niger* 由来の遺伝子以外が導入されていないということから、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」第1章第3に規定される、この規定に該当する微生物を利用して製造されたものに該当するのではないかとこのようにしております。

このアスパラギナーゼについての評価依頼について、私のほうからの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の御説明の内容につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

○**村田委員** 高温の加熱処理で生成するアクリルアミドというリスクを、この食品添加物で減らそうという、そういうことだと思うのですけれども、これはもう既に外国では幾つか認可されているみたいですが、認可後問題になったとか、そういう事例は何かあるのでしょうか。なければ、それでも結構です。

○**森口基準審査課長** 特にそういう情報は私どもは今は得てございません。これを使ったことで問題になったとか、そういう話は伺っておりません。

○**村田委員** 先ほど、加熱する前にお使いになるという話でしたけれども、多分ポテトチップスとか、そういうものかなと思ったのですが、具体的にはどんなものがあるか、分かったら教えてもらえますでしょうか。

○**森口基準審査課長** 120℃以上の加熱調理ですので、煮るは当たらないんですけれども、焼く、揚げる、炒る、いずれでも生成し得るということで、ポテトチップスとかフライドポテトのようなものとか、ビスケット、パン類とかポップコーン、コーヒーとか、ほとんどの加熱する食品には多少なりとも出てくるということでございます。

○**村田委員** ありがとうございます。

○**熊谷委員長** ほかにありますか。

ないようですので、それでは、本2件につきましては、添加物専門調査会及び遺伝子組換え食品等専門調査会のそれぞれにおいて審議することとします。

森口課長、ありがとうございます。

それでは、続きまして、消費者庁からの評価要請品目について、消費者庁の増田課長から説明をお願いします。

○**増田食品表示課長** 消費者庁の食品表示課の増田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元、資料の1-4、素肌ウォーターに係る食品健康影響評価についての紙をごらんください。

本製品につきましては、平成23年3月23日付で、グルコシルセラミドを関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものでございます。今般、消費者委員会の新開発食品評価第二調査会における審議が終了したことから、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第4条第1項の規定に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するというものでございます。

2のところ、製品の概要でございますが、商品名は素肌ウォーター、食品の種類は清涼飲料水、

関与成分はグルコシルセラミド、一日摂取目安量は 340 ml となっております。特定の保健の用途といたしましては、肌が乾燥しがちな方に適するとなっております。

(3) の作用機序に関しましては、*in vitro* における試験、動物を用いた試験、ヒトにおける試験によりまして、皮膚に到達したグルコシルセラミドの代謝物であるスフィンゴイド塩基によるコーニファイドエンベロープの形成促進、セラミド再構築及びタイトジャンクションの機能亢進の機序により、経表皮水分蒸散量を抑制し、バリア機能を改善するということが示唆されたとしております。

有効性に関しましては、皮膚の乾燥を自覚し、かつかゆみを自覚する健常被験者 83 名を対象に、プラセボ対照ランダム化二重盲検並行群間比較試験を実施した結果、頬部の経表皮水分蒸散量の摂取前からの変化量で有意差が認められたということでございます。また、同様に皮膚の乾燥を自覚し、かつかゆみを自覚する健常被験者 157 名を対象に同等の試験を行った結果、ひじ及び足背の経表皮水分蒸散量の摂取前からの変化量で有意差が認められたという結果が出ております。

今後の予定に関しましては、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会の新開発食品調査部会において審議する予定となっております。

以上につきまして、御審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の御説明の内容につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

すみません。1 点お聞きしたいんですが、関与成分 1.8 mg というのは、これは 1 本当たりでよろしいですか。

○増田食品表示課長 はい。1 本当たりでございます。

○熊谷委員長 ほかに御質問、あるいは御意見ありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、新開発食品専門調査会において審議することといたします。

増田課長、ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬 2 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本 2 件につきまして、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

事務局から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、お手元の資料 2-1 と 2-2 に基づきまして御説明をしたいと思いません。

最初に、資料 2-1、チフルザミドという農薬の評価書をお開きいただきたいと思います。

最初に 3 ページをお開きください。

3 ページのところに審議の経過を記載しております。その中で、本件については、農薬専門調査会で審議を行いまして、8 月 20 日の第 443 回食品安全委員会で報告をさせていただきました。その上で、9 月 19 日までの間で御意見・情報の募集を行った案件でございます。

続きまして、6 ページの一番下のところでございますが、7. 開発の経緯というのがございます。このものの概要を書いてございますけれども、殺菌剤の一種で、7 ページに移りますけれども、日本では 1997 年に農薬登録されておきまして、魚介類の残留基準値の設定及び高麗人参へのインポートトレランス設定の要請がなされたものでございます。

続きまして、28 ページをお開きいただきたいと思います。

28 ページの一番下のところでございます。11. の (2) 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験、ラットのものでございます。この試験が ADI の設定根拠とされておりまして、この試験から、無毒性量は雄で 1.40 mg/kg 体重/日と考えられておりますということでございます。

続きまして食品健康影響評価の部分でございますが、35 ページをお開きいただきたいと思います。35 ページからでございますが、ここをごらんいただきたいと思います。暴露評価対象物質はチフルザミド（親化合物のみ）と設定されておりまして、先ほど御説明させていただきましたラットの慢性毒性／発がん性併合試験の成績に基づきまして、ADI は 0.014 mg/kg 体重/日と設定されております。

最後のページをお開きいただきたいと思います。

最後のページに 8 月 21 日～9 月 19 日までの審議結果に対する御意見・情報の募集結果をまとめてございますが、ここに書いてございますように御意見等はございませんでした。

よろしければ、次に資料の 2-2 に移りたいと思います。フルオピラムという農薬の評価書でございます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

3 ページのところに審議の経緯、記載がございます。このフルオピラムにつきましても、農薬専門調査会で審議を行いまして、8 月 20 日の食品安全委員会におきまして専門調査会での審議結果案の報告について審議がなされまして、9 月 19 日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

6 ページの一番下のところに、7. 開発の経緯がございます。このものは殺菌剤の一種でありまして、今般、新規になし、もも、ネクタリン等への登録申請、またらっかせい、ばれいしょ等へのインポートトレランス設定の要請がなされたものでございます。

続きまして、34 ページをお開きいただきたいと思います。

34 ページの下のでございますが、11. の (2) 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験、ラットのデータでございます。このデータが ADI の設定根拠となった試験でございますが、このデータをごらんいただきますと、肝臓に腫瘍性病変は認められましたけれども、このものに遺伝毒性は

ないものと考えられており、無毒性量は設定でき、次のページ、37 ページになりますけれども、無毒性量は 1.20 mg/kg 体重/日と考えられております。

食品健康影響評価は 48 ページからでございます。暴露評価対象物質はフルオピラム（親化合物のみ）と設定されております。先ほど御説明いたしましたラットの慢性毒性/発がん性併合試験の成績に基づきまして、ADI は、ちょうど 49 ページのほうになりますけれども、0.012 mg/kg 体重/日と設定されております。

最後のページをお願いいたします。

本件につきましても、8月21日～9月19日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はございませんでした。

以上の2件につきましては、専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本2件につきましては農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちチフルザミドの一日摂取許容量を 0.014 mg/kg 体重/日と設定する、フルオピラムの一日摂取許容量を 0.012 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（3）食品安全関係情報（8月25日～9月14日収集分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（8月25日～9月14日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料3-1、3-2に基づきまして御報告をさせていただきます。

資料の3-1は収集件数でございますが、この期間におきましては153件となっております。これらにつきましては、食品安全関係情報としてデータベース化をしております。このうち著作権法上問題がなく公表可能なものにつきましては、食品安全委員会のホームページから情報提供しているところでございます。

それから、資料の3-2をごらんください。

今回収集したハザードに関する主な情報として1件御報告をさせていただきます。ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）が、バブルティーの喫飲が小児の健康に影響をもたらす可能性に言及したということでございますが、この本文の3行目にバブルティーの説明がございます。これは小さな

スターチ粒、これがバブルということでございますけれども、これが入った流行の甘い緑茶ないし紅茶飲料ということでございます。太いストローで喫飲する際にスターチ粒もストローから口に入るというものでございます。BfR は、これについて、小児に対する健康影響があるかということについて検討されてきて、とりわけスターチ粒が気道に誤って入る誤嚥のおそれを検証したということでございます。これまでのところ、この誤嚥事故については BfR のほうに報告例はないということでございますけれども、BfR としては、そういったことが起こり得るとしてございます。

このバブルティーに入っているスターチ粒は柔らかくて、ゴムのような感触を有し、直径およそ 10～15 mm の球状ということで、中に液体が詰まっているものでございます。ストローで吸入する際に咽頭の空間が減圧して、喉頭蓋——下に注を入れてございますが、これは飲み込んだ際に食べ物が気道に入らないようにふたをする役割をしている器官でございますけれども、この喉頭蓋が持ち上がることで誤嚥が生じるということでございます。加えて、ピーナッツと同様のサイズの異物の場合は、特に 4 歳までの幼児では、誤嚥によって肺にまで入ると入って容易に達することが知られているということでございまして、こういったことから、バブルティーの販売現場において、誤嚥リスクについて分かりやすく広告、あるいは表示について行うように勧告するということが、この BfR の意見書でございます。

下のほうに関連情報ということで、海外でございまして、まず米国の疾病管理予防センター (CDC) において、2001 年にこういった気道閉塞事例の統計的なものを出してございます。これによりまして、死亡に至らなかった 14 歳以下の気道閉塞を起こした小児は 1 万 7,537 名ということで、原因はキャンディーやガム、あるいはコインといった様々なものがあるということでございます。ちなみに、死亡件数については、この報告の中で気道閉塞による死者といたしまして、同じ 2001 年で 100 名を超えるというふうにされてございます。

2 つ目は、カナダの小児学会が出している啓発の文書でございます。

3 つ目は、ドイツ小児科医師連盟が、このバブルティーの警告ということで 2012 年 2 月に出しているものでございますけれども、この医師連盟が出した 2 月のこの警告を契機に、今回 BfR が意見書を検討したという経緯になってございます。

さらに関連情報として、国内でございまして、同じ誤嚥関係ということで、食品安全委員会が注意喚起文書として「食べ物による窒息事故を防ぐために」という文書を出してございますので、その URL を載せてございます。また、「食品による窒息事故」ということで 2010 年の評価書、さらには消費者庁も窒息事故に関する注意をホームページで出してございますので、その URL を載せてございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問等ありましたらお願いします。

○村田委員 これはドイツの事例ということですが、このようなバブルティーみたいなもの

は、日本では流通・販売されているものなのでしょうか。

○**新本情報・緊急時対応課長** 類似のものとしたしましては、このスターチ粒ということで、タピオカでんぷんなどを使ったものが販売されてございます。ただ、このドイツのバブルティーを見ると、中に甘い液体が詰まるとございますけれども、そういう同じようなものが国内であるかどうかは、ちょっと確認はしてございませんが。

○**熊谷委員長** ほかに質問はありますか。

それでは、ないようですので、次に移ります。

(4) その他

○**熊谷委員長** ほかに議事はありますか。

○**山添委員** 1つ、私のほうから提案したいことがございます。

実は、本年の9月に遺伝子組換えトウモロコシにつきまして論文が、インプレスとなってウェブ上で公開されているものがあります。その内容は、ラットにおける2年間の混餌投与試験の結果として死亡率の上昇等の影響が認められたという研究結果でありまして、現在、インプレスですけれども閲覧可能な状態であります。

これに関しましては、平成19年及び21年にも、遺伝子組換えトウモロコシに関し異なる統計手法で解析したところ、腎機能や肝臓重量について有意差が認められたという論文が既に報告されております。これにつきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会及び当委員会によって審議した結果、ヒトの健康に悪影響を及ぼすことを示す新たな懸念はないというふうにされてはおります。ただし、今回も消費者の関心の高い分野でもございますので、情報を収集することと、過去2回と同様に、この研究の結果によって新たな懸念が生じないかどうかを一応審議したほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○**熊谷委員長** それでは、その前に、この案件につきまして事務局ではかに情報はありますか。

○**磯部評価課長** 山添先生から御指摘がございました、この品種でございますが、もともと平成13年に、この食品安全委員会がまだできる前でございますけれども、厚生労働省におきまして安全性の審査が行われているところでございます。

なお、食品安全委員会におきましては、その後、当該品種を親品種として掛け合わせた品種につきまして評価を行っているところでございます。

山添先生が御指摘の文献は既に入手しておりますが、関係するリスク管理機関とも連絡をとりまして、関連の情報等については収集を行っているところでございます。

○熊谷委員長 それでは、ほかに何か御意見、これに関してありますでしょうか。

ないようでしたら、事務局で情報を収集・整理していただき、それを踏まえて既存の評価結果への影響の有無、また今後の対応等について遺伝子組換え食品等専門調査会に意見を求めることとしたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありますでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 1点御報告したいことがございます。

本年6月29日に食品安全基本法第21条第1項に基づく基本的事項が改定されたことを踏まえまして、食品安全を含めた政府全体の緊急対応のあり方の見直しが行われておりました。このたび、9月28日付で食品安全及び消費者安全の緊急対応関係要綱等の改正が行われておりますので、御報告させていただきたいと思えます。

資料の4をごらんください。

今回の改正でございますけれども、緊急時対応の司令塔とされる消費者庁が中心となって関係府省間で検討されていたものでございます。

この資料の1枚目の経緯のところに記載されているように、食品安全基本法第21条第1項に基づく基本的事項が、主に消費者庁の設置に伴う見直しということで、本年の6月に変更がなされてございますけれども、これを受けまして緊急対応の関係要綱類の整理、統合、改正が行われたというものでございます。

1枚資料をめくっていただきまして、3ページの図をちょっとごらんいただきたいと思うんですが、図の上半分、これは現在とございますけれども、これは改正前ということになりますが、この上半分の左側にありますように、見直し前の基本的事項に基づく食品安全の緊急時対応の関係要綱といたしましては、平成16年に関係府省申し合わせで定められました食品安全関係府省緊急時対応基本要綱というものがございました。この要綱におきましては、緊急対策本部の設置に際しましては本部長は食品安全担当大臣、それから事務局は食品安全委員会事務局が関係府省の協力を得て担当するといったことが定められてございまして、このほか、関係府省間での情報の連絡体制といったものが定められてございました。

一方、この図の上半分の右のほうでございますけれども、消費者庁が平成21年に発足してございますけれども、その発足に際しまして、消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱というものが関係府省申し合わせにより定められておりました。これ、消費者安全法で定める重大事項などの発生に伴う緊急時対応のあり方を定めたものということで、そこでの対象は食品だけではなくて、食品以外の商品や役務によつての事故や事態への対応ということだったわけでございますけれども、この関係の緊急対策本部については消費者庁が事務局をするということになってお

ったわけでございます。

このように、これまで2つの要綱が並行して重複しながらも併存しておったわけでございまして、これは本来、消費者庁の発足の段階で整理が必要であったわけでございますけれども、食品安全基本法に基づく基本的事項の見直しが本年6月になったということで、このたびの統廃合改正ということになったという経緯でございます。

図の下半分が今回の変更の姿でございますけれども、その左側にありますとおり、平成16年に定められました食品安全関係府省緊急時基本要綱というものは今回廃止されました。その右側になりますけれども、今回定められた消費者安全関係の基本要綱、2つございまして、①統合、②統合といった記載があるところがこれに関係するものでございます。

具体的には、次のページ、4ページ目が一つの関係府省の緊急時対応基本要綱ということで、これは関係閣僚申し合わせということで決定されたものでございます。ここでは、緊急対策本部の本部長は消費者担当大臣と規定されてございまして、その庶務は消費者庁が担当するというところでございます。また、情報の収集や共有、提供などは消費者安全情報総括官制度の中で対応するということが規定されてございます。

さらに、もう一つ今回決まったものが、8ページになりますけれども、8ページは消費者安全情報総括官制度ということで、関係府省局長申し合わせという形で決定されてございまして、この中で情報の共有等について規定をされているところでございます。

今後、今回定まりました基本要綱などに基づきまして、政府一体となった緊急対応が迅速・適切に行えるように、関係府省が相互に十分な連絡・連携を図っていくことになるというものでございます。

報告は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の事務局の報告につきまして御質問等ありましたらお願いします。

これは、すみません。別紙の図なんですけれども、①、②の統合という右下のほうですね。これは食品安全委員会と、それから消費者庁が分かれていたものを統合したという、そういう統合の意味。

○新本情報・緊急時対応課長 すみません。説明が不十分でございましたけれども、上半分の現在のところの欄の右のほうをごらんいただきますと、例えば消費者安全の確保に関する関係府省の基本要綱というのが1つと、もう一つ、緊急対策本部という別の文書があったわけでございますけれども、この2つを合体して新たに消費者安全の確保に関する緊急要綱ということで、4ページにあるような文書に統合したというものでございます。ですから、従来2つあった文書を1つに統合したというものでございます。そういう意味でございます。

○熊谷委員長 ほかに質問はありますか。

○佐藤委員 別紙のほうですけれども、現状のものと変更のものをちょっと比べてみて、食品安全委員会緊急時対応基本指針というのは、食品安全委員会緊急時——そうか。これは両方、名前はちょっと違うんですけれども、この中身も変わってくるということなのですか。

○新本情報・緊急時対応課長 今回、消費者庁のほうでもととなる文書が変更になりましたので、それを踏まえて新たな形で設定するということになるかと思えます。設定に当たりましては、きょうちょっと説明を省いてしまいましたけれども、この現在の欄の左側をごらんいただきますと、食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱ということで、食中毒など個別のハザードに対する個別のマニュアルがつくられてございまして、今後、この食中毒の関係の関係府省の実施要綱も消費者庁を中心として改めて改正するという予定になってございまして、それが整った段階で、きょう御説明した2本の基本要綱と、この食中毒等の新たな実施要綱を踏まえて、食品安全委員会が食中毒等緊急時にどう対応するかという指針を改めてそれに整合をとれた形で決定するというふうな検討を行う予定にしております。

○佐藤委員 実際に動き出すまでは少し時間がかかるような、そういう感じでよろしいですか。

○新本情報・緊急時対応課長 文書の形としては、そういう形で整うまで少し時間がかかるかと思えますけれども、ただ、実態の中身といたしましては、平成 21 年に消費者庁ができる段階で、その時点でどういう対応が必要かということについては、この食品安全委員会の、既に今はございませんけれども緊急時対応専門調査会のほうで検討いただいてございまして、新たな食品安全委員会の緊急時対応指針の案というものは既に検討をいただいてございますので、何らかのものがあれば、そういったものを踏まえて動いていくことになるんじゃないかというふうに考えてございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 すみません。かつて、この事件といいますか、事故の発生がなかなか国に伝わらなかったという事例等があったと思うのですけれども、この消費者庁が司令塔になるということになりますと、そこにそういった情報がうまく集まる仕組みは十分あると考えてよろしいでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 消費者庁は 21 年に設置されてございますけれども、その時点で新たに消費者安全情報総括官制度という形で、関係府省の局長クラスを責任者といたしまして、必要な情報が消費者庁に上がるようなシステムが組み立てられてございまして、そういった体制の整備は既になされているということかと思えます。

また、消費者庁におきまして、事故情報につきましては一元化ということで、関係機関の情報が消費者庁、それから国民生活センターと連携をとりながら消費者庁のほうで収集、整理をするということに取り組んでいますので、そういった中で対応しているというのが現状でございます。

○熊谷委員長 それでは、ほかに質問はありますか。よろしいですか。

それでは、ほかには議事はありませんか。

○井原総務課長 本日は以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了しました。

次回の委員会会合につきましては、再来週 10 月 15 日月曜日 14 時から開催を予定しております。

また、明後日、3 日水曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、来週 9 日火曜日 10 時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、14 時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 448 回食品安全委員会会合を閉会します。

どうもありがとうございました。